

いじめ防止基本方針

館林市立第八小学校

1 基本理念

いじめ防止基本方針は、群馬県いじめ防止基本方針に基づき、すべての児童が安心して安全に学校生活を送ることができるための指針である。よって、児童がいじめ防止に対する取り組みをきちんと認識し、いじめを生まない学校の風土をつくっていく必要がある。そのために、全教職員が、いじめは絶対に許されないこと、いじめることを許さないこと、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も許さない姿勢を毅然とした態度で示していくことが必要である。

本校では、「かしこく」「やさしく」「たくましく」を教育目標として、全教職員で自ら考え、行動できる児童の育成を目指している。

いじめは重大な人権侵害であり、どのような理由があっても絶対に許されない。このいじめ防止基本方針のもと、教職員全体でいじめ防止活動に取り組んでいく。

2 いじめに対する共通理解

(1) 定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

（具体例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたり、書かれたりする。
- ② 仲間はずれ、集団により無視される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される。 など

* けんかやふざけ合いであっても、場合によっては、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。

3 いじめ防止のための組織

(1) 学校内の組織

- ① 「いじめ対策委員会」
- ② 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、各ブロック代表学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

③ 役割

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組状況の確認
- ・ いじめ防止基本方針の検証・修正
- ・ 教職員及び外部からの情報の集計及び対応方針の検討

(2) 家庭や地域、関連機関と連携した組織

① 「いじめ問題調査委員会」

② 構成メンバー等

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、PTA 会長、主任児童委員、スクールカウンセラー、市子育て支援課職員、児童相談所関係職員

校長は市教育委員会に報告し方針を共有した後、いじめ問題調査委員会の開催を各委員に依頼する。

③ 役割

重大事態が発生した時に、早期解決に努める。

4 いじめ防止年間計画

いじめ防止基本方針にしたがって、以下のとおり実施する。

令和5年度 いじめ防止活動年間計画

児童会活動及び学年・学級活動	
5月	○縦割り班の作成 ・6年生がリーダーとなり、下級生と一緒に活動する。 ○いじめ防止月間 ・児童会がリーダーとなり、いじめ防止活動に取り組む。
9月	○運動会の団活動を中心とした、縦割り活動を本格化 ・6年生が、運動会の応援合戦の企画・運営、下級生への指導を中心となっていく。 ・整列等を6年生が一人一列担当して、下級生に優しく教え励ます。 ・6年生が下級生のクラスに応援歌を教えに行く。
10月	○いじめ防止集会の実施 ・いじめ防止の宣言づくりや、劇を行う。
11月	○人権週間の実施 ・いじめ防止ポスター、作文、標語づくりを行う。
12月	○いじめ防止月間 ・児童会がリーダーとなり、いじめ防止活動に取り組む。
1月	○来年度にむけた、いじめ防止につながる行事についての話し合い ・児童会本部のみならず、多くの児童の意見を反映する。
3月	○縦割り班の引き継ぎ式 ・縦割り活動の最終を、5年生がリードして行う。 ※【その他に年間を通じて行うもの】 ・毎月「生活アンケート」を行う。 ・不登校を防止し、児童の居心地のよい場所づくりのため、状況に応じて、スクールカウンセラーと連携する。 ・児童会本部を中心に、多くの児童が参加できるように、あいさつ運動を工夫する。 ・人間関係を良好に保つため、異学年の交流活動を推進する。

5 具体的ないじめ防止の取組

(1)未然防止

①授業の充実

児童の学校生活のほとんどは授業時間である。児童同士、児童と教師の人間関係を豊かにできる場は授業である。授業で分かる喜びを味わうことは、心の豊かさにつながる。特に、道徳の時間には、児童はいじめの問題を自分のことととらえ、考えて、議論する授業づくりを行う。

②学年・学級経営

学校全体の児童が仲良く生活するためには、まず、学年・学級の教職員が協力しあえる児童の育成に努めることが大切である。そのため、学年主任を中心とした職員集団において、一人で問題を抱え込まないように機能させる必要がある。こういった積み重ねが、児童間の温かい人間関係づくりにつながる。

③面談の実施

スクールカウンセラーの活用を推進したり、チャンス相談を適宜実施したりして、児童が悩みを内面に抱え込まないようにする。

④生徒指導部会及び教育相談部会の実施

原則として月1回の部会を行い、共通理解事項の確認・検討と、気になる児童についての情報交換をして、指導の充実を図る。

⑤特別活動との連携の強化

児童会や6年生を中心に、縦割り活動を行うことで、上学年は下学年をいたわり、下学年は上学年を敬う意識を育てる。

⑥配慮を要する児童への対応

発達障害やLGBTQ、東日本大震災等により被災した児童、海外から帰国した児童や国際結婚の保護者を持つ児童など、学校として配慮が必要な児童は、当該児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を組織的に行う。

⑦校内研修による職員の指導力向上

いじめの早期発見、早期対応のために、人権や人格に関わるいたづらをいじめと見抜く教師の目と心と勘を磨く。

(2)早期発見

①日常での見取り

授業中はもちろん、休み時間や清掃時間、放課後等における子どもの言動にアンテナを高くする。

②学校生活アンケートの実施

毎月1回、教室で行い、気になる児童には個別に聞き取りをし、悩みを心にためないように配慮する。

③家庭との綿密な連携

連絡帳や電話連絡を通して保護者と日常的に連携する。

(3)解消

①情報の共有

いじめられている児童や保護者の心情に寄り添いつつ、教職員がチームで事実確認を行う。

②対応メンバーの確認

担当が一人で抱え込むことのないように、いじめ防止委員会を中心に組織的に対応する。

③いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、いじめられた児童及び保護者に寄り添い、全職員で支える体制で臨む。

④いじめた児童及びその保護者への助言

いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命及び身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、同時に今後の自分の行動を考えさせる。必要に応じ、関係機関と連携を図る。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分自身の問題として捉えさせる。

⑥解消時期とその後の対応

単に謝罪をもって安易に解消したと判断せず、少なくとも3ヶ月間様子を見守る。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

6 ネット上のいじめへの取組

(1)未然防止

学級ごとに発達段階に応じて、道徳・学活を中心に情報モラルについての学習を実施する。また、講演会を行い、保護者も含めた啓発を行う。

(2)早期発見及び解消

不適切な書き込み等については、書き込みをした児童に事実確認をした後、その保護者に直ちに削除を要請し、必要に応じて警察（生活安全課）への連絡をする。

また、ネット上のいじめが、刑法上の犯罪の対象であるとの認識のもと、いじめ防止委員会において、被害児童の心のケアを中心とした対応方針の検討をする。